

日程第五 下水道敷設方につけて請願
議長 本請願につけて御審議を願います。

書記 朗 読

「オ七番」下水道敷設につけては、市町村の中心部が恩恵を受けられていることは理事者及び市議会の努力の賜ものと深く感謝申し上げます。

加美地区についても最近一般住宅、工場、倉庫等から出る汚水の処理が吸込によりなされ、井戸水の汚染が甚しいものであります。そして工場ボンプアイスの排水がアンモニアが含まれ、あの附近の六軒の井戸も汚染して使えなくなり、又地下水も深く十メートル掘るとお水は、それも水口が良いのか、すぐ湯水と沸くもので、一日も早く水道管の敷設を希望するものであります。

「オ十番」この水道の本管敷設に対する請願は担当の原委員

会に付託検討したる如何かと存じます。

「オ九番」水道管の敷設につけては、もつともと存じます。が、この状況下にあるので、早期実施の出来よう、厚生委員

会に付託して審議すること、良いと考えます。が、財政が

問題になつてくると存じます。一億二千八百四十万の水

道計画につけて、全面的に実施されるよう、五ヶ年計画が

三年、或は四年に縮められるよう努力願いたい。

「オ八番」昭島等においてもこの関係につけては御承知の通り

であり、まして、充分な努力を願いたいと思ひます。

「オ六番」議会としても最大の協力をしてやりたいと思ひます。その

起債等の関係においても最大の努力を所願いたします。

「オ五番」厚生委員会に付託願いたいと存じます。

「オ三番」先般紹介議員から、兎も、あつたように加美の地域は、玉川上水は近々が飲料水に苦しんでいると云う状況であり、

送水の関係もありました。ハオ一オニ水泳の施設は早
ばつ期に送水の施設が苦いむとさう関係もありま
す。かこれらの実もえん考慮して、日も早く促進
戴くよう努力して戴くよう担当委員会に付託して戴
きたい。

議長 中へつて厚生委員会付託に要談ありませんか。

要談 なし

議長 要談ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

議長 次に牛込地区のオミ小学校の排水工事と、中内に会館
を建設したい。それに敷地を借りたいとさう請願が
出ております。

九番 その問題も議題に供する前に、試事運営につ
て発言したい。

私共運営に当選以来四年間は中へつて、試事運営につ

てきた所存であったが、えんの成果も上げ得なかつ
た。町の発展のため努力をして参りました。然し
補もするところあり。さういふことで若干まいり
ます。あつたかと思ひます。あつた論、試事或は町に協力と云
うことは悪いことではなかつた。あまりにも協力が大きかつた
と云う実では、発展を阻害したのではないか。
然しこの方針も変えてやうと云う事は難いと思
う。さういふ四月二十五日の町試事会に於いてオ十番議員、
より強い指摘が能く、試事全員になつた。私はさ
う感謝して申してあります。

この関係から何と云う基本的にはなかつた
い。公武席一エにおける強い指摘は、勉強しな
なうないと思ひます。尚その後能く試事全員に

る初生新開の市指通もあり。私共としても大いに勉強を
しなくてはならないと存じます。

そして本請願について臨時議会において審議すべきものであ
るか、緊急の問題ならどうかあるか、或は請願ならば差支えな
いか、決定についての見解を伺いたい。

〔書記〕 唯今、議事運営について市発言があります。だが臨時議会に
おいては議題に供せられたい以外は審議出来ないのが原則
であります。唯、臨時に急施を要する事件については
追加審議出来ること、されております。

〔オ九番〕 臨時に急施と云う見解を承りたい。

〔書記〕 急施の見解については何々具体的な問題があり、一般的にサ
るであるとするならば差支えない。尚、具体的な問題について
急施であるか否かは議会において決定すべきと考えます。

〔オ八番〕 この問題が急施であるならば差支えないが、議会においてありたい

けがいろいろなんだと云うような日より見적으로는いいけないので地
方自治法に基づいてはつきりしなくてはならない。

前回の米泉議員もそうであり、四年間協力があった同僚が
町の発展のために家かう資料をもつてきて、いったん激勵された
ことは町発展の爲に甚しいことであり、今後地方自治法に
基づいて急施であることと云うことであるなら、次の議題も結構であり
そのかわり、既決定請願、直ちに実施に移して戴きたい。

〔議者〕 試運について九番議員の主旨はよくわかりました。

〔オ三番〕 唯今、議事運営について又地方自治法の細部に互つての質問

かなされております。が、発展途上の福井市として審議課程の中

に議題等鮮明でない点もあると思ひます。ので、議会運営委員会
に付いて難しい点もあると思ひます。ので、議会運営委員会
を設け、議員各位がそれと通じて、議会の行方をやってやると
いと思ひます。ので爾後でも結構です。から語って戴きたい。

「議長 議会運営委員会が来月、は爾前にこれに相談し順序を全
て提案するつもりになります。が、議会事務局も九月日から発
足してやきたいと思っておりますので宜しく御預り致します。」

「議長 先程の請願について審議したいと思っております。」

「オ九番 それほ急施と解してよいのか。」

「議長 請願は何れもどうでもよいと云うことはないので当然受理して
差支えないと考えます。」

「オ九番 そう云う発言について請願そのものは丁重に扱はねばならない
が、議会の運営について急施が否かは自治法に基いて扱ねば
ならない。」

「議長 書食のため休憩し、その後、審議を進めます。」

休憩

「議長 再開いたします。」

先程の九番議員の発言に対し、私も未だ議会運営について

先令勉強してあります。議長就任に際し皆様に御協力
を御預りしております。その真実心としてやっておりますもので、本日の臨
時会については日程の終了に際し、請願書の何件かきてあり
こゝで審議預りたいと云うもので、やり気持としては、事務局の
答弁に急施と云うことがありまして、たが、この問題となったもの
で請願書に対し、次回の本会議まで待たせることはどうかと考
え、また本日の請願書は何れも重大な急を要するものと考え
ますので、本会議はこれで打切り、協議会までやってゆくか、或はこ
のま継続させるか、御諮りいたします。

請願書については何れも早く解決させてやりと考へ先程
申し上げたもので、私の言葉の区切りが悪いところは御詫言
いたします。

「オ九番 おまけに請願書を早く取上げて審議したいと云う考ふそのこ
のには変りはないと思っております。又私は議長に協力を申し上げて

いると思ひますが、議会が如何に急務であるか認めても自治法に違反であるかという裁判所の判決があった場合は問題であり、どうしても急務がありとするならば既決して実施に移すようにされたい。

要は今後町の在り方がいかにあるか討論して、いかにいかに方針を定めて、間違つてゐる場合は間違つてゐるものと、てゆくならば宜しいのであるが、若し議会運営上どうしてもやむを得ない、住民の爲、或程度は止むを得ないとするならば、町発展のため、そのような考方も必要かと考へますが、基本的な考方も進めようとするならば町議会として地方自治法を尊重し、町発展の爲には理事者も改選し、又町の隅々のことまで新聞に発表し、住民の批判を受けざるべきである。先ず、議会が如何にあるべきかについて討議を願ひたい。

九番

九番議員の発言として考へますが、本件の取扱について

議長から提案を提示され、本件については協賛会において審議するのが宜しいと考へます。但意見として九月日から議会事務局が発足いたしますので併行して議会運営委員会と設け、議員と一つも研究をしてやうにいたう如何かと考へます。

九番

九番議員の協賛会で審議することには反対であります。

これはあくまで本会議で討議されたい、と云ふことは町議会が稍もすると協賛会或は委員会に移つて本会議を監視する傾向があると思ふもので、本会議で先か審議されたいと思ひます。私の聞いておりますところでは飽くまで本会議を自治法に基いて運営してゆくつもりで、議長或は事務局でその見解を明確にして、その旨を審議が来るものではないかと考へます。

急務と云ふ言葉も私達始めて承るもので、根本的の理念はいくら進歩しても盡きないのではないか、議会の在り方について

は今日の在り方は協議会に移して進めることが宜しいと考えます。
〔カニ番〕私も四年間議員をやつてきたが請願書と受理する場合に
内容もえんを検討して受理すべきと考えます。

急施については非常災害の場合等が考えられますが、要は
町民の要望で一刻も早くやつて欲しいことが、請願、陳情の形で
表れるもので、早速受理してやることも我々住民代表の使命
かと考えます。これを急施で扱つてどうかと言うようなことは
毛頭考へる必要はないと思います。然も内容から見て、部落長の
署名もあり、紹介議員もあることとてござります。

尚先般熊川地区の請願書について内容に誤記があったと云う
形が委員会で指摘になつたが結局附記の形となつたもので
請願書等については本会議で決定づけらるものと、委員会に付託
して決定するものとあるわけですが、この請願書は内容の
明瞭もなくえんな説明を受け、協議会なり、或は本会
議なりで決定したうまいと考えます。

〔オナ番〕法律は運用の妙にありと云うことであり、急施について
大穴とか或は水害とかの例も出ています。が、この際急施の見解
についてはどうするし研究した方がよいと思ひますので、この問題も
協議会で審議されても左程大きな問題でないと考えます。が、さ
程市長に都議会が扱方について問はう。たとう。運営工先ず
議会のあり、関係委員会に付託してあります。が、事務局
から委員会にかけ、て事務局に審議してゐると云うことであ
り、さうの問題について慎重に期した方がよいと考えます。
ので協議会で取上げて、請願者に対し、礼を失うないか否か、周
知者に同令して、宜しければ、その方が今日の扱ひ上よいと考えます。
〔オナ番〕協議会が宜しいと云う見解も十三番議員に伺ひたい。
〔オナ番〕一々は急施の見解について自分なからの意見はもつてあります
が、絶対性について、凝念ももつてあり、も一つ都議会の件も

先程伺つたが、議案としての取扱上、議案オ何号、又は請願オ何号と云ふことにした方が今後宜しいと思つます。
それについて、彈力性をもつた審議の進め方が必要と考え、ごい
らの常識で考へる要当の線であると思つます。

一オ三番
オ九番議員は急施の案について発言をしてあり、十三番議員は協
議会の進め方について発言をしてありますので、どちらを先にする
か、議長にありて取計うべきだ。

議長
本会議で討議願うか、或は協議会に移して審議願うかと云ふこと
で御諮りしてゐるもので、急施と云ふ案が不穩当であるなら
取消させます。

協議会とするか、又急施については早く訂正させるかの二案につい
て御諮りいたします。

一五
住民から出される請願書は当然急施として扱はれるべきで急施
か否かと議会人として考へべきでないと考えます。

そこで本会議で取り上げて説明を願ひ、その後協議会で
審議すべきか、又は委員会に付託すべきか決めて貰ふたい。

一オ九番
議員としての考へは変らなかつたが、地方自治法と尊重するかの否かに
ついて急施の問題についてはその法律であるか否かは裁判所が
決めるのが、我々が何でもかんでも急施とするとは考へるべきで
ないか、それに付長、議長が変わつた後に急施でないとして取り上げな
かつたようなとき問題と起すのではなかつた正常な運営をし
てやかない場合必ずしも議会の理を考へ、又は議長と対決すること
かくるのではなかつたか、今日は基本的にその問題を検討して決
断のためには地方自治法はそうであつても議会の運営はいつあ
るべきだ、と云ふことを、議会にありて決定し、その上になつて請願
書の問題も審議すべきか否かについて町、議会の根本的在り方を
討議すべきであらう。

一オ三番
個人的意見であるが、議会運営は地方自治法によつてやうなうて

はなうない。然しその内容について脱線すべきではないか。議案の審議は先ず理事者の説明があり、それについて質疑をし、更に討論に入り表決と云う順序がある。

ところが、実情は一つ、議案に対し一人が三回以上意見をいふようになつてゐるが、それが守られたい。

急施については十分休憩して話し合ふことを載したい。

一、オニイ番
私共は地方自治法と遵法し、法を逸脱しない範囲で弾力性をも持たせることが運用の妙であり、急施の問題については法を守つてゆくなら、總べての請願書が急施とするのは間違つて、これを許すは是心して載したい。凡そ議員の急施の問題は、地方自治法百二条に則り、火災、水害等に対する例はありますが、これは判例で最終決定は判決によらなくてはならないが、遵法と云うことは守らなくてはならない。

一、議長
議事運営上、制限に発言は許さぬ。勿論、発言は自由であるが、運営上急施と云う事、事務局の言葉を取消せまゝにして、それがよく扱つてやきたい。

これについて要議ありませんか。

要議なし。

議長
要議ないので左様いたします。

書記
議に不勉強でありまして、法律の棒読みをいたし、急施と云う言葉について、議事の運営も混乱させたことと深くお詫びいたします。

飽くまで地方自治法は指導的規定でありまして、運用に就いては議会の丹滑な運営が必要と考えます。これについて、堅率であつたものは申し訳なく存じます。

一、議長
次に本会議で審議すべきか、或は協議会とすべきか、お認めいただけます。

本会議続行の方は御手願ひます。

議 長 九番 才十一番 譽一 手

異議なしの声多数あり

議 長 本会議を打ち切り協議会に切換に賛成が多いと認め本会議を
打ちのりたいたと思います

本日は日程が五までと審議願う本会議を終るいたいたと思います

署名議員選挙

議 長 署名議員選挙は指名推薦により議長が指名することと差支えない
異議なし

議 長 異議ないので九の者を指名し 全会一致署名議員と決定する

才十番 米泉 吾 薫

才八番 益 夫

才九番 大久保 一郎

議 長 本日の会議を終るいたします

右会議の次第を記録し相違ないことを証するためここに署名する

昭和三十四年八月五日

福生町議会

議 長 瀬 十 信 藏

議 員 弟 島 三 重 三

議 員 益 本 益 本

議 員 大久保 一郎

